

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより、来年度においても、地方税収の激減が避け難い状況です。

地方自治体では、医療、介護、子育て、地域の防災、減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財源不足が生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、政府は、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
 2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。
 3. 地方税の大幅な減収が予想されるため、大胆な減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目について、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
 4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理、合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。
 5. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であるため、制度の根幹に影響する見直しは、土地、家屋、償却資産を問わず行わないこと。
 6. 事業所税は、都市環境の整備、改善に関する事業の費用に充てる目的税として、都市運営に不可欠な財源であるため、制度の根幹に影響する見直しは行わないこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月23日

枚方市議会議長 野村 生代

〈提出先〉

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣